

構造設備の概要（薬局製造販売医薬品の製造業用）

氏名（法人にあっては名称）

薬局の名称

薬局の所在地

【試験検査に必要な設備・器具】

品目	数量	品目	数量	品目	数量	品目	数量
顕微鏡 又は ルーペ 又は 粉末X線回析装置		デシケーター		比重計 又は 振動式密度計	重	ブンゼンバーナー 又は アルコールランプ	
		* はかり(感量 1mg)			軽		
		* 薄層クロマト グラフ装置				* 崩壊度試験器	
試験検査台				* pH計		融点測定器	

注) *印の器具は、厚生労働大臣の指定検査機関を利用することができます。

【厚生労働大臣指定の試験検査機関を利用する場合の記載欄】

利用する指定試験検査機関の名称				
	品目	利用	品目	利用
利用する試験検査器具	はかり(感量 1mg)		pH計	
	薄層クロマトグラフ装置		崩壊度試験器	

注1) 厚生労働大臣指定の試験検査機関を利用する場合は、利用証明書等を添付してください。

注2) 利用する試験検査器具に をつけてください。

【試験検査に必要な書籍】

項目	書籍名
薬局製剤に関するもの	